

広島市子ども医療費補助制度

令和9年1月診療分から対象を拡充します！



子どもが医療機関等を受診した時の、窓口での負担を軽減する制度です。県内の医療機関等の窓口で、子ども医療費受給者証とマイナ保険証等を提示すれば、下表の自己負担額までの支払いで診療が受けられます。



対象者

以下のすべてに該当する子どもの保護者が対象となります。

- 対象年齢及び所得制限について

	令和8年12月診療分まで	令和9年1月診療分から
対象年齢について	中学3年生まで	高校生年代まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)
所得制限について	保護者(生計中心者)の前年の所得(1月1日～6月1日に出生した場合は前々年の所得)が所得制限額未満(裏面参照)	所得制限なし

- 健康保険に加入していること
- 生活保護、重度心身障害者医療費補助やひとり親家庭等医療費補助を受給していないこと

自己負担額

県内の医療機関等の窓口では、下表に記載された金額及び日数を限度として、1医療機関等ごとに支払いが必要です。自己負担額は保護者の所得(基準額未満/以上)により異なります(裏面参照)。

		未就学児	小学生～高校生(令和8年12月診療分までは中学生)	
自己負担額(医療機関等の窓口で支払う額)	通院	基準額未満	初診時:1日最大500円(月4日まで) ※5日目以降自己負担なし 再診時:自己負担なし	
		基準額以上	第1子第2子	初診時:1日最大1,000円(月2日まで) ※3日目以降自己負担なし 再診時:自己負担なし
			第3子以降	初診時:1日最大500円(月4日まで) ※5日目以降自己負担なし 再診時:自己負担なし
	入院	自己負担なし(食事療養に係る費用、室料差額など保険診療外のものを除く)		
	その他	・保険薬局(院外処方に限る) ・指定訪問看護 ・あん摩マッサージ ・はり・きゅう・柔道整復 ・治療用器具 ⇒ 払戻しの手続きが必要です。(裏面参照)		
			} 自己負担なし	

保険診療外のものは、補助の対象外のため、全額自己負担となります。

- 保険適用のない治療・検査・薬 ● 健康診断 ● 予防接種 ● 美容整形 ● 歯列矯正 ● 室料差額
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品を希望した場合の特別の料金
- 大規模病院における紹介のない場合の初診料の加算分 ● おむつ代等日常生活上必要なサービス など

(注意事項)

- ※ 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の医療機関等とみなします。
- ※ 「第三子以降の子ども」とは、高校生年代まで^注の子どもを数えた場合の3番目以降の子どもとなります。(高校生年代まで^注の子どもが3人以上いて、その子どもの中に、別居扶養により住民票が異なる子どもがいる場合は、申請の際、申立書等が必要になります。)
- (注 令和8年12月までは中学3年生まで)

手続き

制度を利用するためには、申請書を提出し、受給者証の交付を受ける必要があります。

【受付場所】 お住まいの区福祉課または各出張所

【手続きに必要なもの】 マイナ保険証や資格確認書など、こどもの加入する健康保険情報が確認できるもの
※ 保護者またはその配偶者が広島市に転入された場合や、住民票が広島市外の場合(単身赴任など)は、その方の個人番号が確認できるものが必要です。



マイナンバーカードを使えば、来庁することなくスマホで申請手続きを行えます！
詳しくは右下の二次元バーコードから広島市HPをご確認ください！

基準額等について

所得の計算方法や一部負担金の基準額等については、以下のとおりです。

【保護者の所得】 = 所得金額(※) - 8万円(社会保険料相当額) - 各種控除

※給与所得であれば、給与所得控除後の額

※給与所得・公的年金等所得の場合は、10万円(10万円以下の場合はその額)を控除した額

(各種控除)

区 分	控 除 額
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦・勤労学生控除	27万円
ひとり親控除	35万円
雑損・医療費・小規模共済等掛金	該当控除額

※ 医療費控除については、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)で申告された場合も含まれます。

※ 所得額について、長期及び短期譲渡所得に係る特別控除が適用されます。



扶養親族等の数	一部負担金の基準額	所得制限額
0人	295万2千円	532万円
1人	333万2千円	570万円
2人	371万2千円	608万円
3人	409万2千円	646万円
4人以上	1人につき38万円を加算	1人につき38万円を加算
同一生計配偶者(70歳以上の方)又は老人扶養親族の場合	1人につき6万円を加算	1人につき6万円を加算

※ 「扶養親族等の数」とは、次のものの合計数をいいます。

- ① 基準とする年の所得における保護者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族
- ② 基準とする年の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族等でない児童で保護者が生計を維持した者



払戻しについて

県外の医療機関等の受診やこども医療費受給者証等を忘れた場合、治療用装具を作成した場合などは、こども医療費受給者証が使用できないため、後日、払戻しをします。払戻しにはお住まいの区福祉課で申請が必要です。

【払戻しの申請に必要なもの】

○医療機関等を受診した際の医療費領収書及び診療明細書

※ 原則として原本が必要。ただし、療養費の申請で原本を提出する必要がある場合は、コピーでも可。

○こども医療費受給者証に記載されている保護者名義の口座情報がわかる通帳等

○こども医療費受給者証

○マイナ保険証や資格確認書など

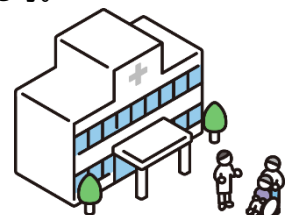
○加入している健康保険の療養費等の支給決定通知書(以下の【注意】に該当する方のみ)

※ 広島市の国保加入者は、支給決定通知書の添付は不要

【注意】

以下の場合、まずは加入している健康保険に療養費等の申請を行い、療養費等の支給決定通知書が届いたら、払戻しの申請を行ってください。(広島市の国保加入者も療養費等の申請は必要です。)

●高額療養費の支給対象となる場合 ●マイナ保険証等なしで受診した場合 ●治療用装具を作成した場合



【お問い合わせ先】

こども医療費補助に関することは、お住まいの区福祉課へお問い合わせください。

中区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)504-2569

安佐南区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)831-4945

東区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)568-7733

安佐北区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)819-0605

南区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)250-4131

安芸区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)821-2813

西区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)294-6342

佐伯区 福祉課 児童福祉係 TEL (082)943-9732

広島市公式HP
こども医療費補助

